

令和 6 年度福祉・介護職員等処遇改善加算等実績報告書作成に係る Q&A

<実績報告書の作成について>

問 1 前年度の賃金の総額は、原則令和 6 年度の計画書に記載した額を実績報告書でも記載することとなっていますが、令和 6 年度中に職員構成が変わった場合等においては、前年度の福祉・介護職員の賃金総額を修正してもよいですか。

答 1 修正して差し支えありません。修正が必要な場合は、厚生労働省 Q & A を参考に賃金総額を算出してください。

◆「福祉・介護職員等処遇改善加算等に関する Q&A（第 2 版）（令和 6 年 7 月 9 日）」問 1－2

・実績報告書における①「令和 6 年度の加算の影響を除いた賃金額」と②「令和 5 年度の加算及び独自の賃金改善の影響を除いた賃金額」の比較は、新加算等及び交付金等による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げていないことを確認するために行うものである。

・一方で、賃金水準のベースダウン（賃金表の改訂による基本給等の一律の引下げ）等を行ったわけではないにも関わらず、事業規模の縮小に伴う職員数の減少や職員の入れ替わり（勤続年数が長く給与の高い職員が退職し、代わりに新卒者を採用した等）といった事情により、上記①の額が②の額を下回る場合には、②の額を調整しても差し支えない。

・この場合の②の額の調整方法については、例えば、

・退職者については、その職員が、前年度に在籍していなかったものと仮定した場合における賃金総額を推計する

・新規採用職員については、その者と同職であって勤務年数等が同等の職員が、本年度に在籍したものと仮定した場合における賃金総額を推計する

等の方法が想定される。

<推計の例>

		勤続 10 年	勤続 5 年	勤続 1 年
前年度	実際の人数	10 人	10 人	10 人
	推計に当た っての人数	5 人 →10 人のうち、 5 人は在籍しな かったものと仮 定	10 人 →実際と同様	15 人 →10 人に加え、 5 人在籍したも のと仮定
今年度		5 人	10 人	15 人

<オンラインフォームでの提出について>

問2 「福祉・介護職員処遇改善加算等総額のお知らせ」のpdfファイルが複数あるため、オンライン申請フォームに添付することができませんが、どのように対応したらよいでしょうか。

答2 下記のいずれかの方法によりご提出ください。

①複数のpdfファイルを1つのpdfファイルにまとめ、まとめたpdfファイルをオンライン申請フォームに添付する。

②複数のpdfファイルをzipファイルにまとめ、zipファイルをオンライン申請フォームに添付する。

【zipファイルの作成方法】

まとめるファイルを1つのフォルダにまとめ、そのフォルダを右クリックし、[送信]又は[送る]を選択して、[圧縮(zip形式)フォルダ]を選択すると、同じ名前のzipフォルダが作成されます。

③上記①及び②以外の方法で、複数のpdfファイルを1つのファイルにまとめ、オンライン申請フォームに添付する。

※WordファイルやExcelファイルにpdfファイルを貼り付けることも可能です。

※まとめるファイルの形式は、オンライン申請フォームに添付できるものであれば特に指定はしませんが、県で読み込めない場合は再度ご提出をお願いする場合がありますので、ご承知おきください。

<参考 ①～③においてデータ容量が大きくなる場合>

オンライン申請フォームでは、1つの回答欄におけるデータ容量が10MBとなっておりますので、データをまとめた結果、データのサイズが10MBを超える場合は、データを分割して添付していただきますようお願いします。

④上記①～③の方法が難しい場合は、メールで提出してください。メールアドレスは下記のとおりです。その際、件名は「【(法人名)】処遇改善加算等実績報告書について」としてください。なお、メールのデータ量が10MBを超える場合は、受信ができませんので、メールを分割する又は添付ファイルのデータ量を圧縮するなどしてください。

<障害福祉課宛て>

c11226@pref.gifu.lg.jp

<岐阜地域福祉事務所宛て>

c22801@pref.gifu.lg.jp

※上記①～④の方法が難しい場合、郵送で提出してください。